

地域計画の実現に向けた農地貸借の仕組み

～農地中間管理事業～

農地中間管理事業とは？

知事の指定を受けた農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、出し手から借り受けた農地を地域計画に従って貸し付ける事業です。滋賀県では、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が知事の指定を受けています。

地域計画とは？

- 地域での話し合いをもとに目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にした計画です。
- 地域農業の将来のあり方が示された従来の「人・農地プラン」に、目標地図（農地一筆ごとに今後利用する農業者を示した地図）が追加されたイメージです。

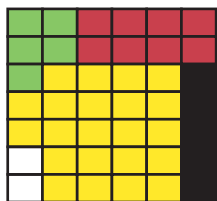
農地中間管理事業による農地の貸借

集落等の話し合いに基づき、地域農業のあり方や農地一筆ごとの農地利用の姿を明確化した地域計画を策定

現状



目標地図



出し手

貸借条件調整

受け手

貸借申請書

市町で受付

目標地図との適合を確認等

農業委員会への意見聴取

市町

農地の権利設定の手続き

（賃料は機構が徴収して振込）

機構

機構事業の特徴

機構を介した農地の権利設定による貸借では、従来の相対契約等とは異なり、機構が賃料を受け手から徴収し、出し手へ支払うため、下記の点にご注意ください。

なお、農地の貸借事務には現在、手数料はかかりません。

- 出し手、受け手ともに賃料取り扱いのための金融機関口座の登録が必要です。（賃貸借契約の場合）
- 米などによる物納の取り扱いはできません。
- 賃料は公簿面積で計算し、共済細目書等の面積で計算することはできません。



農地の
出し手

（農地を貸したい方）

- リタイア
- 規模縮小

借受

賃料振込



滋賀県

農地中間管理機構

農地の借受・貸付・賃料の受払

（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）

連携・協力

市町・JA・農業委員会等

知事指定の機関
なので安心です。



農地の
受け手

（農地を借りたい方）

- 規模拡大
- 新規参入

貸付

賃料振替



機構利用のメリット

【出し手のメリット】

- 賃貸借契約の場合、賃料は機構から確実に振り込まれます。(原則、指定口座あて毎年12月20日に振込)
- 機構に貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返ってきます。引き続き、耕作してもらいたい場合は、再貸付も可能です。
- 要件を満たしていれば、次の税金の優遇措置が受けられます。
 - ① 所有する全農地を、新たにまとめて機構に貸し付けた場合、固定資産税が1/2に軽減されます。(10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間)
 - ② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている農地を貸し付けても、納税猶予が継続します。

【受け手のメリット】

- 地域の話合いに基づきまとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能です。
- 複数の地権者から農地を借りる場合であっても地権者への賃料の支払いは機構が行うので、賃料をまとめて機構に支払えばよく、手間がかかりません。(指定口座から毎年11月15日に引落)

【地域のメリット】

- まとまって農地を貸し付けた地域や機構からの転貸により集約化を進める地域に協力金が交付される場合があります。要件等は市町の農政担当課にてご確認ください。

機構利用申し込み（貸借申請）手続き

【貸借申請の方法】

- 機構を利用した農地の貸借を希望する場合は、貸借申請書に必要事項を記入し、市町の受付窓口までご提出ください。
- 貸借申請書は、各市町の農政担当課に備え付けています。また、機構の各地域窓口や一部のJAでも入手できます。なお、機構のホームページには貸借申請書のExcel版も公開しています。

（注意事項）

- 申請にあたっては出し手と受け手が貸借期間や賃料等の条件を事前に調整してください。
- 受け手が決まっていない場合や貸借条件の調整ができていない場合は、受付できません。
- 目標地図と異なる農地の貸借は原則としてできませんが、もし、そのような貸借を希望される場合には、事前に市町の農政担当課にご相談ください。



【受付窓口】 市町の農政担当課（貸借を行う農地がある市町）

【受付期間】 随時（2ヶ月ごとに締め切り、手続きを進めます。）

- 受付から権利設定までの期間は、3～5ヶ月かかります。
- 個別の申請にかかる締切日、権利設定までの期間等は、受付窓口にてご確認ください。

問い合わせ先

市町農政担当課（貸借を行う農地がある市町）

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（農地中間管理機構）

本部 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20（滋賀県農業教育情報センター2F）

TEL：077-523-4123 FAX：077-524-0245 E-mail：shiganou@sepia.ocn.ne.jp

各地域でのお問い合わせは下記の地域窓口までお願いします。

地域窓口	場 所	TEL	地域窓口	場 所	TEL
大津・南部	滋賀県農業教育情報センター2F	077-536-6525	湖 東	滋賀県湖東合同庁舎2F	0749-30-9117
甲 賀	滋賀県甲賀合同庁舎4F	0748-62-8015	湖 北	滋賀県湖北合同庁舎4F	0749-62-8998
東 近 江	滋賀県東近江合同庁舎4F	0748-22-1129	高 島	JALレーク滋賀新旭支店2F	0740-25-0717